

○総務省告示第七十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣 山本 早苗

別表第十五号の表に次のように加える。

超高精細度テレビジョン放送	人工衛星			T S 1
		標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第4節	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の	

		に規定される方式に より放送を行うもの	式による場合は、そ の旨を備考の欄に記 すこと。	
--	--	------------------------	--------------------------------	--